

未来への展望 ASU-NETの10年と

写真夏

森岡孝二
ASU-NET 共同代表理事
関西大学名誉教授

NPO法人働き方ASU-NETは、その前身の「働き方ネット大阪」を立ち上げた2006年9月に結成されました。私はそのときの総会で「働き方はこれでよいのか？ ストップ・ザ・エグゼンプション！」という演題で基調講演をしました。

いま振り返ると「働き方／働かされ方」が社会問題から政治問題になってきた10年でした。そのことはこの間の時代を映すキーワードと私が関わった本を並べてみるとよくわかります。

- 2005年： 格差社会、製造派遣、ニート、拙著『働きすぎの時代』岩波新書
- 2006年： ワーキングプア、偽装請負、ホワイトカラー・エグゼンプション
- 2007年： 名ばかり管理職、日雇い派遣、共訳『ワーキング・プア』岩波書店、編著『格差社会の構造』桜井書店
- 2008年： リーマンショック、派遣切り、蟹工船、橋下大阪府知事
- 2009年： 大不況、政権交代、貧困ビジネス、拙著『貧困化するホワイトカラー』ちくま新書
- 2010年： 就職難、官製ワーキングプア、労働相談、拙著『強欲資本主義の時代とその終焉』桜井書店
- 2011年： 3.11 反原発 大阪W選挙 拙著『就職とは何か』岩波新書
- 2012年： 大阪市思想調査、公務員攻撃、ブラック企業、編著『貧困社会ニッポンの断層』桜井書店
- 2013年： アベノミクス、雇用改革、限定正社員、拙著『過労死は何を告発しているか』岩波現代文庫
- 2014年： 消費税率8%、過労死防止法成立、高プロ制度国会上程 マタハラ
- 2015年： 女性活躍戦略、安倍政治を許さない、SEALDs、下流老人、拙著『雇用身分社会』岩波新書
- 2016年： 一億総活躍プラン 働き方改革、過労死白書、電通新入社員過労自殺事件

この間に25回のつどいを重ねてきました。その主なものを挙げておきます。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 第1回 2006年9月 | 設立総会 ストップ・ザ・エグゼンプション |
| 第3回 2007年5月 | ワーキングプア—アメリカの真実 |
| 第6回 2008年7月 | なくせ貧困—生存権と労働運動 |
| 第9回 2009年4月 | 働き方をどう変えるか—民主党に注文する |
| 第13回 2010年10月 | アメリカの社会改革と労働団体の役割 |
| 第11回 2010年4月 | なくせ、官製ワーキングプア |
| 第15回 2011年12月 | 就職難とブラック企業 「まともな働き方」を考える |
| 第17回 2012年12月 | あかんやないか! 今の働き方と貧困 |
| 第18回 2013年10月 | NPO移行記念 どう変える日本経済と働き方 |
| 第20回 2014年11月 | 「過労死防止法」の意義と課題 |
| 第22回 2015年2月 | ストップ・エグゼンプション2.25緊急集会 |
| 第23回 2015年12月 | これでいいんか! 雇用と貧困 |
| 第24回 2016年3月 | 未来を切り開く連帯—若者たちの運動から学びあう |
| 第25回 2016年10月 | ASU-NET10周年、韓国の若者運動に学ぶ |

2008年には雇用・労働問題に関する情報発信のためにホームページを開設しま

した。それから8年たって、アクセス総数は、2016年12月14日現在、178万件を超えています。最近のアクセスは1日当たり800件から1000件に達し、「働き方」に関する有力な情報源となっています。

この間、2013年7月には NPO法人に移行しました。団体名のASU-NETは、活動家支援共同（Activist Support Union）の略称です。明日やUS（私たち）という意味も込め、若者と中高年が手をつなぎ、「まともな働き方の実現」をめざして活動してきました。

NPO法人のASU-NETは、非営利で社会活動を行う市民団体ですが、活動分野からいえば労働NPOです。その特徴は以下の5点にあります。

- 1) 労働者の雇用・労働・生活の改善を目的に活動
- 2) 労働組合や市民団体との連携と国際交流の推進
- 3) 専門家（弁護士、研究者など）と活動家の相互協力
- 4) 現役労働者と退職労働者が共同して若者運動を支援
- 5) まともな働き方（Decent Work）の実現を追求

以下は 第25回つどい、ASU-NET10周年の集会宣言にも書かれていることですが、私たちの看板を奪うように、安倍内閣の「働き方改革」の動きが急を告げています。しかし、安易な期待をもつことはできません。政府は、長時間労働の是正や時間外労働の規制を唱える一方で、過労死防止法がめざす「過労死ゼロ」の流れに逆行して、「高度プロフェッショナル制度」の創設と企画業務型裁量労働制の営業職への拡大を押し通そうとしています。36協定についても、時間外労働を規制するために法改正を行うといっていますが、その内実は、時間外労働が月80時間あるいは100時間を超えないよう「指導」を強化し「罰則」を設けるとはいうものの、過重労働の解消と過労死の防止に向けて実効性のある法的規制に踏み込むものではないと予想されます。勤務間インターバル休息も、最低連続11時間以上の休息の確保を義務づけるEU（欧州連合）のような制度ではなく、労使の話し合いで「自発的」に導入するよう奨励することにとどまるのではないかと考えられます。

しかし、政府が長時間労働の解消にかぎらず、非正規雇用の待遇改善を含め、「働き方改革」を言い出したいまは、私たちが求めるまともな働き方の実現を前進させる大きなチャンスです。この10年間の積み重ねの上に立って、いまこそ真の働き方改革をめざすNPOとして声を上げていきましょう

2016年12月14日

未来への展望 ASU-NETの10年と

岩城 穰
ASU-NET 共同代表理事
関西大学名誉教授

1. 「働き方ネット」の結成まで

働き方ASU-NETの前身である「ストップ・ザ・エグゼンプションー働き方を考える大阪ネット」（略称「働き方ネット大阪」）が2006年9月26日に結成されることになったきっかけは、私が当時事務局長をしていた民主法律協会の創立50周年のレセプション（2006年6月24日）の場で、当時大阪労連の副議長をしていた服部信一郎さんから、「今、労政審で議論されているホワイトカラー・エグゼンプションと労働契約法について、民法協として具体的な取り組みを始めるべきではないか」と問題提起されたことであった。

さっそく、6月28日の幹事会、7月3日の事務局会議での論議を経て、7月5日、第1回の準備会を労連3人、民法協事務局4人で行った。どんな組織を作るか、どんな活動をするかについてイメージを議論するとともに、思いきって幅広い団体に準備会への参加を呼びかけようということになった（※準備会へのよびかけチラシ：●頁参照）。

8月4日の第2回準備会には、約30名もの参加者があった。労連の主要組合のほか、過労死家族の会、新婦人からも参加があり、また関西大学の森岡孝二先生も参加された。そこでは、ネットワーク組織の名称から始まり、運動のスタイルや活動の内容について、率直かつ多彩な議論がなされた。

- ・単にホワイトカラー・エグゼンプション導入阻止というだけでなく、すでにエグゼンプションの実態が先行している職場を変えていく取り組みが必要。
- ・自分の時間、家族との時間を取り戻そう。「サザエさん」のような家族の食卓を。
- ・労働者だけでなく、家族や子どもも、「応援」でなく主体的に参加できる運動がしたい。
- ・「働き方」「働かされ方」を問い直す運動を。

といったようなものであった。

そして、名称は、最終的に「ストップ・ザ・エグゼンプション！ 働き方を考える大阪ネット」に決まった。

この準備会での議論は、その後の取り組みのあり方、方向を決める、本当に有意義なものであった。

2. 結成後の取り組みについて

結成後10年間の取り組みを、今回改めて年表にしてみた。

取り組みの柱である「つどい」は、その時々々の社会問題のキーワードを取り上げてきた。8時間労働制（ディーセントワーク）、不払残業、ホワイトカラーエグゼンプション、ワーキングプア、非正規、貧困と労働運動、ブラック企業、過労死防止法、若者の新しい運動と連帯、諸外国の運動から学ぶ、といったことである。内容も豊かで、参加者も私たちが学びあい、仲間の輪も広がってきた。

私はその多くで、パネルディスカッションやリレートークのコーディネーターをさせていただいてきた。自分では特に才能があるとは思わないが、使ってもらい、褒めてもらっているうちに、力もついてきたと思う（ちなみに、「朝まで生テレビ」の田原総一朗氏の強引、唐突でアンフェアな司会を見ていると、もし私が司会だったら、もっとクリアで建設的な議論を組み立てるのに、なんて思うしまう）。

その他、街頭宣伝（エグゼンプション反対）、タイムリーなアピール、大生連

事務所の訪問、大阪府商工労働部との懇談、リーフレットの作成など、懐かしく思い出される。

中心メンバーにとって忘れられない思い出は、毎年8月の小豆島での2泊3日の合宿（2010年～2014年の5回）である。自由な議論、バーベキュー、ドライブ、夜釣り、瀬戸内国際芸術祭、尾崎放哉記念館などなど。

2015年からは1泊2日となり合宿の場所も近場にしたが、これもまた変化があって楽しい。

働き方ネット、ASU-NETを通じて、特筆すべきはホームページの充実とアクセス数であろう。これについては、森岡先生の功績は計り知れない。

3.働き方ASU-NETの未来について

「つどい」で取り上げるテーマ自体は、これまでもそうだったように、時代の半歩前を、連帯を広げながら取り上げていくことは可能だと思う。

決して肩肘を張らず、互いにリスペクトしながら、何よりも自分たち自身が楽しく感じられるやり方を大切にしていきたい。

次の5年、10年を見越したとき、ASU-NETが存続、発展していける組織的・財政的基盤を確立していくことが最大の課題だと思う。

以上

NPO法人働き方ASU-NETの 運動に関わって

柏原 英人

ASU-NET副代表理事

NPO法人働き方ASU-NETは、2005年のエグゼンプション反対の運動の中で誕生した。反対運動に参加した労働組合、弁護士、学者の中の有志が、日本の悪くなる一方の労働条件について継続的に改善に取り組むために結成した。

エグゼンプション反対実行委員会から自身の所属する全日本損害保険労働組合（略称全損保）大阪地方協議会に「働き方ASU-NET」への参加要請があり、わたしは全損保の代表として設立当初から参加をしてきた。

わたしは、大手損保会社に勤め、30年以上労働組合の執行部で労働条件や会社をよくしたいと取り組んできた。37歳だった1987年、全損保の海外交流調査団の一員として、東西ドイツ（当時）やフランスなど欧州6カ国を回った。2〜3週間のバカンスを楽しみ、残業もほとんどしない現地の人々の働き方を目の当たりにし「日本の消費水準は世界最高レベルだが、生活は豊かとは言えない」と痛感した。それまでは賃上げに熱心に取り組んでいたがその後は「時間に対する認識を変え、労働組合の中心課題として取り組まなければ…」と考えるようになった。

帰国後、自分と家族の時間を大切にすることを目指し、大阪府内の労働組合などが結束してできた「アフター5の会」に関わり、大阪府などに「ノー残業デー」を働きかけるなど力を注いだ。以後、労働組合の役員として長時間労働の改善に取り組んだ。

これらの経験から、働き方ASU-NETの運動はわたしにとってライフワークと言ってもよく、運動に参加することは自然のことであった。

ASU-NETのつどいで印象深いのは何といても2007年5月の「ワーキング・プア—アメリカ下層社会の現実」D・Kシプラーさんの講演である。講演会には定員150名の会場に二百数十名が参加したために立ち見であふれるという大盛況であった。シプラーさんは、NHKの「クローズアップ現代」にも出演し、アメリカにおけるワーキング・プアの実態を語った。それを契機に、日本においても「働いても働いても貧困から抜け出せない深刻な実態」が明らかになった。

このシプラーさんの来日によって、日本の深刻な貧困の実態が明らかになり、「年越し派遣村」へと続き、民主党政権が誕生する起爆剤になったと考えている。もし民主党政権が労働者にとって少しでも「役に立つ政権」であったら、今の日本の展開・現状は変わっていただろう。ASU-NETは、2009年11月に「働き方をどう変えるか—民主党政権に注文する」をテーマにつどいを開催し民主党政権に期待したが見事に裏切られた。民主党政権が働く者の思いを実現していれば、わたしたちが今の労働現場の実態を恠怩たる思いで見ることにはなかっただろう。民主党に対する国民の失望は大変なもので、自民政権が復活し、その失望は今も変わってはいない。

ASU-NETはその後も時節にあった「つどい」を開催し、先日、2016年10月14日の「韓国若者運動に学ぶ—高まる韓国労働運動のうねり」で25回を数えるに至った。

ASU-NETは2013年にNPO法人となり事務所を南森町に構えた。事務所を構えることによって活動は大いに発展してきている。また、事務所は垣根を越えて活動する他の団体の拠点としても重要な役割を果たしている。2015年3月に誕生した過労死防止大阪センターは、弁護士、学者、労働組合、市民が参加する幅広い団体となっているが、この結成においても事務所はたいへん大きな役割を果たし、引き続き活動の拠点として機能している。さらに官製ワーキングプア大阪集会実行委員会でも活動拠点として活用されており、地域労組青年部の労働相談や集まりの場所ともなっている。

働き方 ASU-NET 10周年に あたって

ASU に向かって

ASU・NET副代表理事

川西 玲子

日本における働く者にとっての条件・環境の悪化はますます深刻になっている。ASU-NETの労働NPOとしての役割発揮が求められており、その役割は大変大きいといえる。

ASU-NETが10周年を迎えることができました。

皆さんの長い間の支えがあったからこそと感謝いたします。

私がアスネットに参加するようになったのは2009年の第9回の集いからです。

2009年に定年退職を迎え、東京赴任から帰ってきて間もなくでした。それまで労働組合運動にどっぷりと30年以上浸かり、それも非正規の立場からの働き方への強烈な問題意識でした。公務非正規の働き方から、さらに広い視野ですべての労働者のまともな働き方を考える市民運動の立場に立たせていただいたことで気が付いたことは、あまりにも労働組合の姿が未組織の労働者には見えないことです。一生懸命やってきた労働組合運動が8割を超える未組織労働者には見えないばかりか、労働組合は自分たちとは無縁のものと捉え、自らの権利や身の護り方も分からない若者の存在がありました。

労働組合の力を何ら否定するものではありませんが、しかし、労働組合運動だけでは、ここまで働き方を否定され、広がり続けている非正規労働者や圧倒的な未組織労働者の現状を変えることはできません。労働組合の声の届かないところに呼びかけ、要求や困難を掘り起こしともに探求し行動する市民運動の役割を果たすことができればと思います。

そのような中で沢山の議論を積み重ねて2013年には労働NPOとしてスタートすることになりました。

最新の労働情勢・労働に関わる情報発信をし、集いを開催してその時々のもっともホットなテーマを社会問題として鋭く提起し、駆け込みの労働相談にも応える等、少しずつ充実させながら進んで来た10年だったといえます。そのうちの7年を悩みながら、また楽しみながら皆さんと一緒に歩むことができたことを誇りに思います。

そして、10周年を記念する第25回のつどいでは念願であった韓国青年運動の活動家趙誠柱(チョ・ソンジュ)さんを招請して講演いただき、青年運動の力強い成長と社会的影響力に驚くと同時に青年が自治体施策にかかわることの意義を新鮮な思いで学びました。またソウル市の「生活賃金」の導入や「青年手当」の創設、「労働政策」の具体的で革新的な取り組みに自治体の労働行政がここまでできるのかと感動を呼びました。革新市長と労働組合と市民運動が一体になって相乗効果を発揮すれば短期実には社会は大きく変わるということを見事に示し大いに確信をもてるものでした。

10周年にふさわしい大きなエネルギーをもらってさらにASUに向かって前進します。

ASU-NET 10 周年に 贈るメッセージ

あなたがたの素晴らしい活動に 称賛の挨拶を送ります

デイビッド・K・シプラー

ジャーナリスト

Koji, below is my message for your 10th anniversary: Please accept my congratulations and admiration for your important work. All of us need to recognize the plight of the poor in our respective countries, and to work tirelessly to right the economic wrongs, open doors to prosperity, and struggle for economic justice. During my visit to Japan in 2007, in connection with the publication of the Japanese edition of *The Working Poor*, I was deeply impressed with the commitment by many perceptive, idealistic people—workers, academics, journalists, activists—to improve opportunity for the poor in Japan. Your work is very important, and I am glad to send you my best wishes for success.

David K. Shipler

あなたがたの重要な任務に関する私の祝意と称賛を受け入れてください。私たちは皆、それぞれの国の貧困者の窮状を認識し、経済的な悪を正し、繁栄の門を開き、経済正義をめざして闘うために、粘り強く努力する必要があります。2007年に日本を訪問した際に、*The Working Poor*の日本語版（『ワーキング・プア——アメリカの下層社会』岩波書店、森岡孝二・川人博・肥田美佐子訳）の出版に関連して、私は貧しい人々のための機会を改善するために、眼力と理想をもった多くの人々——労働者、学者、ジャーナリスト、活動家——が参加していることに深く感銘を覚えました。あなたがたの仕事は非常に重要であり、あなたがたの成功のために喜んで挨拶を送ります。

デイビッド・K・シプラー



ソウル市「労働革新対策」と それを支える市民団体・労働団体

脇田 滋

龍谷大学教授

9月4日から8日まで、「社会安全網」の日韓比較を目的に7カ所を訪問する過密日程でしたが、ソウル市内の関連団体で聞き取り調査しました。5年前（2011年）、今年3月末にも関連した調査をして、何とか概要が分かってきましたが、朴元淳・ソウル市長の、具体性とスピード感のある民主的政策作りには驚かされ続けています。

とくに、今年8月11日、ソウル市が発表した「労働革新対策」の内容は素晴らしく、感動的とさえ言えます。朴市長は、市長選挙公約で挙げた主要政策33の3番目に労働政策を位置づけましたが、市長2期目になってさらに同政策を大きく発展させているのです。

8月の「労働革新対策」は、「人中心労働尊重特別市」を標榜し、「人」が優先されて「労働」の常識が守られるソウル」を目標に、5大分野に整理された政策を示しています。つまり、（1）両極化した労働構造打破〔効率しか考慮しない非正規雇用根絶〕、（2）労働不平等と差別撤廃〔同一労働同一処遇〕、（3）労働者生命安全最優先〔労働者参加、安全労働環境、作業中止権〕、（4）人間らしい労働条件保障〔時短、休息権、生活賃金〕、（5）対等な共生文化定着〔労・使、労・労間の円滑意思疎通〕の5大分野ですが、それぞれの分野毎に具体的な政策と推進部署を示しています。

この政策には、民主労総と韓国労総の2大ナショナル・センターが賛同の声明を出しました。政策形成の背景には、労働組合だけでなく、多くの市民団体、労働団体が参加する討論の場や、数多くの専門家の協力があることを、調査を通じて確信することができました。

訪問した7つの団体は、いずれもがソウル市の労働・社会政策に関連した取り組みをしていました。

（ア）労働者人権実現のための労務士の会（略称「ノノモ」）、（イ）なめくじユニオン、（ウ）非正規労働センター、（エ）貧困社会連帯、（オ）労働社会研究所、（カ）公共運輸労組、（キ）参与連帯社会福祉委員会です。

(イ)は韓国語で「ミンタルペンイ・ユニオン」ですが、青年の住宅問題に取り組む団体です。韓国語で「タルペンイ」(かたつむり)に「無し」を意味する接頭語「ミン」を付けた「ミンタルペンイ」(なめくじ)から、家のない青年を「なめくじ」と自称しているのです。朴市長自身が出席・答弁する「青年議会」で青年住宅政策を提起したり、「青年副市長」も出すなど、ソウル市の青年政策に深く関与していました。

(キ) 参与連帯は、朴市長の出身団体ですが、1000人の市民を集めた「円卓会議」等を通じて、2012年12月、市民参加で「ソウル市民福祉基準 (Seoul welfare standard)」を作る中心となりました。

労働関連の団体〔(ア) (ウ) (オ)〕は、専門家の集団で、調査委託、審議会・委員会、人権相談など、多様な形で協力していました。とくに、労働社会研究所の金鍾珍(キム・ジョンジン)研究委員は、労働関連で多くの調査・研究を地道に続けてきた気鋭の若手研究者です。非正規職の正規職転換、生活賃金、青年手当、感情労働など、矢継ぎ早に実現したソウル市の労働政策には、同氏を初めとする研究者の協力があり、それが政策に高い科学性を与えていることも確認できました。

韓国調査をするたびに、元気になって帰ってきます。日本と似た社会状況でありながら、ASU-NETのような元気な市民・労働関連団体が、韓国には数多く活動しているからだと痛感しています。

成熟段階に入ったICT革命と 雇用・労働の変容

野口 宏

元関西大学総合情報学部教授

基礎経済科学研究所編『時代はまるで資本論』(2008年刊)に「産業革命と情報通信技術革命」と題して執筆し、その内容を基に基礎経済科学研究所と働き方ネット大阪の共同主催の『資本論』講演会(2009.12.3)で、30分ほどお話をさせていただきました。

それから7年経ち、ICT革命(デジタル革命)もクラウドをベースに、I o T (Internet of Things,

モノのインターネット)やニューラル・ネットを軸にした成熟段階に入りました。そのためデジタル革命の歴史的な総括ができるようになりつつあります。

I o Tなどを媒介にあらゆるプロセスがグローバルに連動し、その結果、労働の社会化が新たな段階を画するのがデジタル生産様式です。そのもとで労働生産性は短期に上昇し、資本の有機構成が高まりますから、平均利潤率は低落します。今日、見られるゼロ成長や成長率鈍化はその現れです。

生産性上昇により余剰となった労働力の一部は、知識労働として吸収されますが、相対的過剰人口の増大は不可避です。ブリニョルフソンらは、デジタル化は加速度を増し、中間層の労働が代替されて急速に雇用が失われ、その速度に雇用創出は追いつかず、所得格差が拡大し、社会的安定が損なわれると警告しています。

利潤率が下がり、知的生産物に頼る資本主義経済は、変動が激しくリスクです。そのためコストよりリスク重視、設備投資よりM&Aやアウトソーシング、経済の金融化と投機化、不安定雇用などが資本の新たな行動様式となります。

相対的過剰人口の増大は労働者の交渉力を相対的に弱める方向に作用します。また激しい市場変動は、労働過程の頻繁な組み換えに連動し、安定した雇用を阻害する方向に作用します。加えて減少した利潤の争奪戦は、資本間の利潤争奪とともに、労働条件を引き下げて、剰余価値率を上げるという労働者からの収奪に向けられます。

労働者が対抗する力を持たない場合、平均賃金は下げられ、平均労働時間は長くなり、市場変動に連動した著しい不定期の労働を強いられます。必然的に格差が拡大し、貧困が広がります。剰余価値率は全体としてかさ上げされ、労働者は生活を維持するのが困難になります。

ブリニョルフソンらの警告は日々我々が眼前にしている現実です。こうした状況は、適切な社会保障がなければ、社会の安定を脅かします。これを解決するには、何よりも労働時間の大幅短縮、自由時間の増大が喫緊の課題となります。ベーシックインカム理念が重要な意味を持ってくるでしょう。

平均利潤率の低下は資本蓄積の停滞、脱経済成長の到来を意味します。経済成長は無限に続くことはありえず、やがて必然的にゼロ成長の定常状態の経

済になります。そこでは経済の目標は量的拡大ではなく、生活の質的改善に向けられるべきものです。

もとより事態の進行は不均等ですから、利潤を貪る寡占企業もありますが、他方ではコミュニティ経済の活動分野の広がりが見込まれます。脱経済成長はあくなき資本蓄積を本性とする資本にとって自己否定的な状況であり、資本の集中が進む一方で、ポスト資本主義への移行過程に入ります。その歴史的な移行過程が暴力的に進むのか、それともソフト・ランディングするのか、が21世紀に問われている課題だと考えています。（プリニョルフソン他『機械との闘争』日経BP社、2011年）



関東は金融中心、関西は労働中心の研究スタイル

大西 宏

慶應義塾大学教授

ASU-NET10周年、おめでとうございます。

この10年の間に私は関西から関東に移動し、同じ「マルクス経済学」でも両地域に大きな違いのあることに気づきました。関東のマルクス経済学者は「現代資本主義」を研究するには「金融」が中心課題と認識し（宇野派の場合は「市場」）、それはそれとして大変勉強になるのですが、関西が「労働」ないし「搾取」を基本にマルクス経済理論を研磨しているのと対照的です。そして、その背景には、ASU-NETのような市民運動と基礎経済科学研究所のような学術運動があったのだと思います。

森岡孝二先生はこのふたつの運動をともにリードされて来られました。

ますますのご発展を祈念します。



ASU-NET 10周年記念のメッセージ

スコット・ノース

大阪大学人間科学研究科教授

低迷する厳しい経済環境のなかで、私の教え子の多くは「働きたくない」という。恐れているのは、日本の働き過ぎ方だ。代表的な現れとして、

私生活を不可能にする長時間労働や過労、職場が原因のうつ病、過労死などが挙げられる。

働き方改革実現審議会が開催されている。安倍総理は「長時間労働を是正する。同一労働同一賃金を実現し、非正規という言葉はこの国から一掃する」と言っているが、日本独特な無限定の「正社員」の働き方を排除した方が良いのではないのでしょうか。とにかく若者や労働者の立場を代表する審議会委員不足で期待があまりできないのだ。

労働基準法改正も行われている。労働時間短縮は、どのようにできるのか。労働時間短縮ができて、ワーク・ライフ・バランスにつながるのか。労基法改正関連資料をみれば、時間外労働の状況についての統計はあるが、全体の労働時間を引き下げるパートタイム労働の数字は含めているものの、非人道的サービス残業は一切も言及されていない。

こうした中で、労働者側の見方をする組織と活動が強く要求されている。この10年間ASU-NETの「つどい」などで市民の労働問題意識を高めて、「過労し防止法」の制定などに貢献してきた。成果を上げながら、取り組むべき課題が増加する傾向を見せている。これからも、本団体の発展とご活躍を期待する次第です。



2016年8月、サンフランシスコの街角にて —グーグルとホームレス—

後藤 宣代

基礎経済科学研究所副理事長

2016年8月は、2度に渡り太平洋を越えた。最初は、初の北半球開催となった「世界社会フォーラム」に参加するため、カナダ・モントリオールへ。次は、「第二の故郷」サンフランシスコへ。

2001年、ブラジル・ポルトアレグレに、世界中から様々な社会運動家らが集まり、「もう一つの世界は可能だ」のスローガンを掲げて「世界社会フォーラム」が始まった。今夏はカナダで開催されるとあって、現地在住で世界的ベストセラー『ショック・ドクトリン—災害資本主義—』の著者、ナオミ・クラインの登壇に会場は大盛況。タイトルは「チェンジするのは、気候ではなく、システムだ」。変動激しいのは、気候だけではなく、雇用、

そして生活も、また然り。

フォーラムで強調されたのは、あれこれの個別問題ではなく、社会システム、つまりは全機構的変革だ。最賃15ドル、ベーシック・インカム、フリー・ソフトウェア、そして連帯経済がオールタナティブ像として大いに議論された。

その熱気も覚めやらぬなか、帰国。自宅のあるフクシマに一週間滞在し、サンフランシスコへ。90年代はネット・バブル、21世紀の最初の10年は住宅バブル。その最先端を走ったカリフォルニアは、07年、サブ・プライムローン破綻で最も深刻な打撃を受けた。

それが現在では、グーグルの社員が、勤務先のシリコンバレーから、クリエイティブ・シティとして世界ナンバーワンのサンフランシスコへ大挙して引っ越してきたことで、またしても住宅バブルを引き起こしている。社員は専用バスで通勤し、このあおりで公共バスが押しのけられるだけでなく、家賃はうなぎのぼりとなって、低所得者層は住宅から追い出されている。

夜、市内は地下鉄で郊外になると高架橋を走る、コンピュータ制御の公共交通機関「バート」を利用した際、サンフランシスコの中心街、地下にあるパウエル駅に降り立った。作家マーク・トウェインが「私が過した最も寒い冬はサンフランシスコの夏だった」と述べて有名になったように、サンフランシスコの夏はとても寒い。パウエル駅構内の暖気にホッとするや、激しい異臭が襲ってきた。ホームレスの人がごろん、ごろん横たわっているのである。これまでみたことがないほど大勢だ。

ここであらためて想いだした。1994年5月、日本を代表する大学で行われた経済学関係の学会研究会での出来事。報告者が「冷戦後の世界の展望」について、「これから煉獄（れんごく）が始まります。雇用破壊・労働破壊です。情報革命とグローバリゼーション、これが新自由主義に取り込まれて、人類の9割を地獄に落とします」と語った。参加者の多くは冷笑し、あるいは反論した。私は、この報告の内容に戦慄を覚え、参加者の鈍感さに落胆するほかなかった。報告は、私には、『21世紀の黙示録』そのものに感じられた。

そこから、私の研究方向が定まり、ここサンフランシスコに足繁く通うこととなった。あの日から20数年、ようやく誰の目にも『21世紀の黙示録』が明

らかになった今、だからこそ、21世紀の「システムの変革」へと反転させる論理と主体を抉り出さねばならない。



ASU-NET10年のあゆみ

～まともな働き方の実現を求めて

竹信 三恵子

ジャーナリスト・和光大学教授

「働かせ方改革」「働き方改悪」を押し返す正念場

非正規化と長時間労働化。悪夢のように続いてきたこの流れに抗するには、働き手の側のネットワークづくりと情報発信が不可欠です。「しかたない」「みんな我慢している」。そんな慣れとあきらめに対して、「違うだろ」を支えてくれる旗がなければ、私たちは自分の身体を奪われたまま死に至ることになりかねません。その貴重な旗のひとつがASU-NETだったと思います。

10年ほど前、製造業での派遣切りにあった男性に取材したことがあります。バブル崩壊後の1990年代後半に大学を出て、まともな就職先がまったくないことにいきなり気づき、それでも「先輩たちは就職できていたんだから自分がダメなんだ」と思い込み、ブラック企業を転々としてきたと言うのでした。

いまの学生も大変ですが、この10年を考えると、少なくとも、まともな就職先がないのは政策や産業構造の転換に原因があること、ブラック企業に入ってしまったらまず労働相談、といった基本認識は、かなり浸透してきました。勤め先の大学でも労働問題を教えていますが、労働相談の場があると聞くと、「味方になってくれるところがあるんですね、ほっとしました」と、学生たちの顔が、にわかに明るくなります。そうした基盤を営々として築いてきたのが、ASU-NETの10年だったのではないのでしょうか。

ただ、こうしてようやく広がってきた働き方への関心を逆手に取り、いま政府は、「働き方改革」を打ち出してきています。労働時間を見えなくして長時間労働を野放しにしかねない「残業代ゼロ制度」「裁量労働制」「在宅ワーク」の推進や、解雇規制

の緩和、賃金差別の解消の視点を欠いた企業目線の「同一労働同一賃金」などを含む、「働かせ方改革」「働き方改悪」ともいえる動きです。

この動きは、「働き手の労働権の行使を支える労働行政」から、「多額の助成金による企業強化を通じて企業に社員保護を代行させる労働行政」への大転換が垣間見える点が不気味です。

ASU-NETなどが推し進めてきた働き方改革運動のうねりを悪用したこのような動きを押し返すため、いまは、もうひと押しが必要な正念場です。ここを再出発点とし、何が必要で、なにができるか、何を発信していけるか、一緒に考えていただける場づくりを期待しています。



息の長い地道な取り組みを続けて

弁護士 小久保 哲郎

生活保護問題対策全国会議事務局長

働き方ASU-NET、10周年おめでとうございます！

正確には思い出せないのですが、私は、ずいぶん前に湯浅誠さんと竹信三恵子さん（和光大教授、元朝日新聞記者）と一緒に呼び出されていて、生活保護をめぐる情勢や運動についてお話させていただいたと思います。

当時は、反貧困運動が始まって間もなく、年越し派遣村など一定の成果や勢いもありました。しかし、その後、自民党が政権に復帰してから、平均6.5%、最大10%の史上最大の生活扶助基準の引き下げを皮切りに、住宅扶助基準、冬季加算の引き下げなど、厳しい攻撃が続き、さらに今現在、平成30年度の基準見直しに向けて、母子加算や障害者加算なども検討の対象にあげられています。

でも、一方的にやられっぱなしではなく、史上最大の生活扶助基準引下げに対しては、全国27都道府県で900名を超える原告が違憲訴訟を提起して闘っています。大阪でも50名を超える原告が訴訟を提起しており、森岡孝二先生にも「引き下げアカン！大阪の会（生活保護基準引下げ違憲大阪訴訟を支援する会）」の共同代表をお引き受けいただいています。

この間、反貧困運動には厳しい情勢が続いてい

ますが、両宮処凛さんや赤石千衣子さんのように淡々と自然体で地道な活動を続けておられる方もいて、そういう方は信用できるなあと思う今日この頃です。働き方ASU-NETも、森岡先生を始めとして、息の長い地道な取り組みを続けておられますが（この原稿の執筆依頼も森岡先生ご自身からご連絡をいただきました）、そういう取り組みこそ大切だと思いますし、心より敬意を表します。私も、及ばずながら、自分の関与する分野で同様の姿勢で取り組みを続けて行きたいと思っています。



過労死防止法の取り組みではお世話になっています

寺西 笑子

全国過労死を考える家族の会代表

働き方ASU-NET結成10周年、おめでとうございます。ASU-NETには過労死防止法の制定運動や制定後の啓発活動で、何かとお世話になってきました。

2012年3月には、エルおおさかで、「過労死防止法制定大阪実行委員会」の旗揚げ集会有り、木津川計先生に「命より大切な仕事って何ですか」をテーマで講演していただきました。これは同実行委員会と「大阪過労死を考える家族の会」と「大阪過労死問題連絡会」の共催でしたが、働き方ネットのご協力が集会成功の大きな力になりました。2013年11月には、NPOに移行したASU-NETの主催で、「過労死防止法の意義と課題」をテーマにつどいがあり、私も、議員要請活動を中心に、山場を迎えた防止法制定に向けての取り組みについて報告しました。

2015年3月には、「過労死防止大阪センター」が発足しました。その事務所は準備会の段階からASU-NETの事務所に置かれています。同センターは全国から注目されるほど活発な活動をしています。そのための拠点として事務所がある意味は大きいと思います。

ASU-NETのみなさんのご支援もあって、大阪でも全国でも運動が大きく盛り上がり、2014年6月20日、超党派の議員立法により「過労死等防止対策推進法」（略称＝過労死防止法）が全会一致で成立

し、同年11月に施行されました。2015年7月には過労死防止対策の「大綱」が閣議決定され、2016年10月、防止法にもとづく初の『過労死等防止対策白書』が発表されました。

私たち「全国過労死を考える家族の会」は、四半世紀前から、遺族救済、認定基準の緩和、過労死予防の三つをずっと政府に要請してきました。当初は「個別事案だ」という扱いで、本気で取り組んでいただけませんでした。しかし長年にわたる訴えと、国民の皆さんからの署名などの支援によって、防止法が成立し、白書も出るようになりました。

過労死白書が出されたことには大きな意義があります。白書では過労死・過労自殺がけっして「個別事案」ではなく、働く人全体の問題であることが明らかにされています。来年の白書では、もう一歩踏み込み、過重労働の実態に迫り、過労死防止に有効な具体的対策まで含めた調査・研究が出ることを強く望みます。普通に働いている人は過労死などしません。普通ではない突出した状態をどう是正するのが重要です。「大綱」には過労死をゼロにするとうたわれているのですから、その歩みを加速していただきたいと思います。

他方、過労死ゼロの流れに逆行するかのように、「働き方改革」の名のもとに、過労死を促進しかねない「高度プロフェッショナル制度」の創設や裁量労働制の拡大などが押し通されようとしています。長時間労働に何とか歯止めをかけなければならないときに、逆にそれを合法化・正当化するものになりかねません。

防止法が成立し白書が出たから終わりではなく、これからがスタートなのです。政府まかせではなく、労働者や市民の側からまともな働き方の実現をめざす運動を広げていくべきときです。そのためにも、ASU-NETが今後とも発展していくことを期待しています。



新しい労働運動・反貧困運動の うねりを路上から

橋口 昌治

AEQUITAS京都

ASU-NET設立10周年、おめでとうございます。

3月に行われた「ASU-NET第24回つどい〜若者たちの運動から学びあう〜」では、発言と交流の場をいただき、ありがとうございました。

私たちAEQUITAS KYOTO（エキタス京都）は、最低賃金の引き上げを中心に、中小企業支援や再分配政策の充実などを訴えてきました。これまでの労働運動や反貧困運動に学びつつ、デモや街宣、インターネットを活用している点に特徴があります。その背景には、職場を基盤としたつながりが非常に難しくなっていることがあります。一方、路上やネット上での運動は活発になっており、新しい労働運動・反貧困運動のうねりを路上から作り出せないかと試行錯誤しています。

これは「つどい」で登壇した「若者たちの運動」全てに見られる特徴ではないでしょうか。職場や学校・大学、あるいは政党といったところで運動が作りにくくなって久しいですが、路上での運動が逆流していく現象が見られるようになっていることが希望です。この流れを太く強くしていくことが今後の課題だと考えています。今後もお力添えをいただけたら幸いです。



次の10周年の歴史は 一緒につくっていきましょう

北村 諒

関西学生アルバイトユニオン事務局次長

ASU-NET10周年、おめでとうございます。

10年前といえば2006年、関西学生アルバイトユニオンのメンバーの多くはまだ、小学生か中学生だった頃です。

それから10年、日本、ひいては世界の中で貧困・労働の問題は労働者に対して厳しさを増す一方です。

そのなかで昨今、いわゆる自己責任論が横行し、人々の分断が一層進んでおります。ASU-NETに関

わる皆様や私たちが行すべきことは、そのような流れに抗し、「人がよりよく生きれる社会」を模索することでしょう。差別を助長し、戦争をもってしても「いま」を維持しようとする世界に、連帯をもって別の「より良い世界」を対置し、それを語りかけることが求められているように感じます。

そのためにも、次の10年の歴史は、一緒につくっていきましょう。そのような呼びかけをもってお祝いのメッセージとさせていただきたいと思います。



ASU-NETとともにあった10年間

北出 茂

地域労組おおさか青年部

前を見つめて、挑み続ける者がいる。

未来を信じて努力を続けている者がいる。

ASU-NETは今日も進んでいく。

社会の不条理と闘いながら。

未来を ASUを 切り開くために。

NPO法人働き方ASU-NETが、設立10年を迎える。社会に向けて様々な問題提起をしながら、この間、「働き方ネット大阪」から「NPO法人働き方ASU-NET」へと発展してきた。私にとっても、この重要な時期に、事務局として、理事として、活動に携わせていただくという僥倖に恵まれた。

この10年間、ASU-NETは、歴史的な役割を果たしてきたのではないと思う。日本社会において、である。

思い起こせば、10年前、雇用の劣化はすでに相当深刻な状態にあった。

しかしながら、圧倒的な情報発信力の格差の中で、弱者の声はかき消されてしまっていた。

若者が就職した会社を早期に退職してしまうという現象こそ“問題視”されてはいたが、それらの本質的な原因は掘り下げることなく、かえって、それらを「雇用のミスマッチ論」や最近の若者は根性がないという「根性論」に終焉させる言説が幅を利かせていた。

だが、実際に、著者が労働相談で目にしたのは、過酷な長時間労働やパワハラで、心や体を壊し

てしまい、それでも仕事にしがみつこうとする青年労働者の姿であった。

悩み、傷つき、ときに自傷行為におよびながら、働くことの困難と生活の不安との狭間で怯える青年労働者の姿であった。

闇には、スポットを当てなければ、だれの目にも留まらない。

ASU-NETは、闇を闇のままで終わらせないため、スポットをあて、社会に告発し続けてきた。

弱者が泣き寝入りしてしまいがちな構造の下で、潜在化してしまいがちな問題は、社会に向かって誰かが問題を投げかけなければ「社会問題」とはならない。

ワタミやユニクロなどのブラック企業の実態、大学を卒業して新卒入社した若者の5割が3年以内に退職せざるを得ない現状、退職した社員の実に7割が精神疾患にり患しているという事実。

これらの事実が明らかになったのは、実は「ブラック企業問題」が世間を席捲してからなのである。

雇用の劣化が問題となる中、ASU-NETは、設立の原点ともいえる「労働時間問題」に取り組み、「ブラック企業問題」に取り組み、究極の労働問題ともいえる「過労死問題」に取り組みながら、世の中を動かしてきた。

とりわけ、働き方の分野において、ASU-NETは時代を映す鏡であり、時代はASU-NETとともにあった。

もちろん、ASU-NETが目指す、すべての人にとって働きやすい社会への道のりは、まだまだ道半ばである。

多くの方々のおかげで、ほんの少し、世の中を動かした部分があるのだとしても。

最近、電通でまたもや過労死事件が発生した。「生きるために働くのか、働くために生きるのか。」故人が残したツイートである。

何のことはない。この社会には自殺するほどに仕事がなく、過労死するほどに仕事がある。そんな不条理の渦に飲み込まれて、またも一人の若者が命を落としたのだ。改めて、目指してきたものを考えさせられる。

設立10周年。ASU-NETの活動が必要とされるのは、これからである。

ASU-NETの「A」は、活動家（Activist）を意

味する。

ASU-NETは、常に社会を変革することに挑戦しつづけてきた。それが、ASU-NETの真髄であり、スピリットである。

設立10周年。これからも、ASU-NETは変わらない。

そこに、人間の息吹がある限り。そこに、よりよい働き方を求める人がいる限り。ASU-NETは歩みを止めない。

ASU-NETを支えてきたのは、一人ひとりの支援であり、同じ志をもった一人ひとりの思いに他ならない。これまでも、これからも。一人一人のスピリットは、一人ひとりの思いは、ASU（明日）へと続いている。

そして、これより、次の10年へと向かって歩みを始める。

働き方ASU-NETよ!! 永遠なれ!!

活動家の熱き情熱をもって、同志諸君を抱擁する!!



「もう一つの世界は可能だ」を实践

弁護士 中西 基

元民法協事務局長

2006年からのこの10年間、日本の労働者の働き方は坂道を転がり落ちるように悪くなる一方です。賃金は下がりつづけ、雇用はどんどん不安定になりました。この間、リーマン・ショックや東日本大震災といった外的要因がありましたが、時の政府はこれらの経済危機を労働者に負担を押し付けることによって乗り越えようとしてきましたし、今もなお、その策動は進行し続けています。今後、本格的に人口減少が進み、少子高齢化が加速度的に進行していくなか、このような労働者だけに負担を押し付ける戦略が破綻することは目に見えています。

働き方ASU-NETは、その時々を生じる問題を鋭く切り取って、つどいやホームページを通じて分かりやすく社会に発信することによって、「もう一つの世界は可能だ」、「ヒーローを待っていても世界は変わらない」ということを実践されてきました。

これからの10年は、これまでの働き方ASU-N

ETによる問題提起を受けとめ、実行に移し、実現していくための10年間にしていかなければなりません。ともに頑張りましょう!



この10年の労働法制をめぐる攻防と ASU-NET

弁護士 河村 学

元民法協事務局長

1 「働き方ネット」の結成総会が開催されたのは2006年9月。私が、岩城民法協事務局長のもとで、事務局次長に就任してすぐのことでした。結成直後の事務局会議議事録をみると、「9条の会のように、いろいろな地域にできて、繋がっていくような形をイメージしている」「『8時間労働の会』のようなものを作りたい」という意見があがっており、労働分野において、組織や潮流を超えた緩やかなネットワークを作っていこうという試みとして立ち上がったものだったことが判ります。

2 あれから10年。私は、2009年9月から2011年8月まで民法協事務局長として「働き方ネット」と関わり、また、残業代不払い問題や、有期労働の問題での「つどい」の報告者として、また、「つどい」の一参加者として関わってきました。毎回の「つどい」では時宜にかなった重要な問題をテーマに報告と議論が展開され、とても勉強になり、また問題意識を広げる集まりとなっていましたし、「つどい」を準備するために開かれる事務局会議自身が一つの研究・交流活動になっていたと思います。私の事務局長時代の民法協総会議案書には「出席者の年齢層に偏りが見られる。」との指摘もありましたが、10年にわたって、「つどい」を25回も続けるなど継続的な活動を行って来られたことは、近時の運動の中でも特筆に値するものだと思います。

3 この10年の労働法制の大雑把な流れとしては、労働時間規制と労働者派遣規制の緩和を求める政府・財界の圧力の強まり（～2007年）、これに対抗する運動の広がりや民主党への政権交代、労働者派遣・有期労働に関する規制強化を求める声の増大（2008年～2010年）、東日本大震災（2011年）前後

の民主党政権の混乱と自民政権への復帰、その後行われた一部の規制強化・大部分骨抜ききの労働者派遣法改正・有期労働法制（2012年）、安倍労働破壊のもとで行われた労働者派遣法の抜本改定による規制緩和（2015年）、というものだったと思います。次に、狙われているのが、「ホワイトカラー・エグゼンプション」（高度プロフェッショナル制度）導入による労働時間規制の撤廃です。「働き方ネット」結成の原点でもあるこの問題について、再び攻撃が強められているというのが現在の状況です。10年間を振り返ると、労働法制をめぐる攻防は、労働組合や対抗する組織・運動の力量を踏まえながら進んできたし、進んでいるというのが実感されます。

4 私は、10年前の事務局次長就任のときに「労働運動はいま、経済的諸関係の変動、これに伴う政治情勢の変化への対応が迫られており、まさに「産みの苦しみ」のまっただ中にあります。」と書いています。「働き方ネット」はその変化への対応の先駆的な取り組みの一つでした。その後、原発問題、沖縄問題、秘密保護法問題、憲法問題などを経て、新たな運動、新たなつながり、新たな組織が、試行錯誤し「産みの苦しみ」を味わいながらも、現在も全国各地で作られようとしています。こうした努力が遅れている労働分野においても、大胆な連帯と新たな運動が求められており、その中で、「ASU-NET」が果たすべき役割も大きいと考えます。「ASU-NET」が、現在の情勢に即した取り組みをさらに強められるよう期待いたします。



ASU-NETと民法協

弁護士 井上 耕史

民主法律協会事務局長

働き方ASU-NET10周年おめでとうございます。

ASU-NETには民法協会員も多く、民法協から理事を派遣していることもあり、民法協とは「きょうだい」のような感覚です。私も何度も集会に参加させていただいています。貧困問題・社会保障問題も視野に入れ幅広く「働き方」を問う集会や、日本と韓国の若者の運動に学ぶ集会に、民法協

も大いに刺激を受けています。

2016年2月には、民法協最大の行事「権利討論集会」において「激論：どうなる・どうする労働時間制度」をテーマに分科会を持ちました。ASU-NET事務所で柏原さんとゼロから相談して企画作りをして、一段と連携を強めました。

安倍政権は、派遣法大改悪、労働基準法改悪案の国会提出、解雇の金銭解決制度導入推進などの雇用破壊政策を進めてきました。他方、にわかに「働き方改革」と称して、「同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善」「長時間労働の是正」などと、私たちの年来の主張と同じようなことを言い始めました。しかし、その中身は財界目線の「働かせ方改革」であって、安倍政権任せでは「まともな働き方」が実現するはずがありません。

政権も非正規雇用待遇改善・長時間労働是正を口にせざるを得なくなった今こそ、様々な団体と連携・協力して、「まともな働き方」実現を迫っていく時です。そのために、さらに協力を強めていきましょう。



貧困は「働き方」が問題

大口 耕吉郎

全大阪生活と健康を守る会連合会会長

1 9月末に全国生活と健康を守る会連合会は第41回目の大会を開催しました。大会では大阪の代議員が次のように発言しています。

「アベノミクスによる貧困と格差は、高齢者だけではなく、若者たちにも広がっているのが特徴です。先日29歳のコンビニ店長をやっていた方が相談に来ました。大手の有名なコンビニですが、実態はオーナーもいて個人企業なのです。社会保険も退職金もありません。ところが店長の責任だけは重く課せられていました。『名ばかり店長』です。昼と夜連続して仕事の場合もあり、毎日、コンビニ弁当の売れ残りばかり食べており、ストレスがたまり、体重が2倍の100キロにもなり、糖尿病を患（わずら）い、店で心筋梗塞の発作で倒れ、救急車で病院に担ぎ込まれました。2ヶ月後に退院できたものの、仕事はドクターストップ、持ち金（がね）はスッカラカン、職場も解雇になってしまい、生健会

のまいたピラを持って駆け込んできました」。

その後、男性は生健会の役員とともに福祉事務所へ同行し、生活保護の申請をしました。最後に、大阪の代議員は「労働法制の規制緩和がこういう状況をつくり出している」と発言しました。

2 私が「働き方アスネット」に参加させてもらったのは2007年です。デイビッド・K・シプラーさんの「ワーキング・プア——アメリカ下層社会の現実」の講演のときでした。

その頃は、北九州市で生活保護を打ち切られたり、保護申請をさせてもらえず追い返されたりして餓死事件が相次ぎ、貧困の実相が問題になってきた時期です。さらに翌年秋にリーマンショックが起こり、その年末には反貧困ネットの有志が日比谷公園で派遣村がたち上げられ、派遣切りに遭った若い人たちを、救済する支援活動（おもには生活保護申請で対応）がテレビで放映され、貧困問題がいきなり顕在化しました。

2007年に働き方ネット（当時）が発足したときから、2015年の社会の流れを比較すると、貧困は深刻になっています。日本の貧困は社会保障の脆弱（ぜいじゃく）性（せい）と「働き方」が貧困を加速させています。それは各種のデータでも明らかです。

【「働き方」の問題】

①2007年の非正規雇用は1706万人（全労働者比33.60%）だったのが、2015年には1980万人（37.47%）に増加（総務省「労働力調査詳細結果」）。

②非正規の急増によって、年収200万円以下（月額16万7千円）の労働者は2007年に1022万8000人から2014年に1139万2000人（全労働者比24.0%）に増加（国税庁資料より）。とくに第2次安倍政権のもとで49万人も増えている。

【貧困の拡大】

①消費水準指数は2010年を100とすると2015年には95.3%まで下った（厚労省資料）。

②「生活が苦しい」と回答した人は2008年57.2%から2015年62%に上昇（厚労省資料）。

③よると、3世帯に1世帯が「貯蓄なし」と回答（2014年金融広報中央委員会調査）。

④全国の生活保護は2008年11月114万世帯から

2016年1月163万3301世帯に増加。

【目にあまる大企業優遇税制】

所得最高税率は1974年に75%からが現在45%、法人税率は1979年に43.3%が23.9%まで引き下がった。

3 政府は、「消費税の導入は高齢化社会のため」「社会保障を持続可能にするため」と言って導入し、引き上げました。2015年消費税8%の税収総額は8.2兆円ですが、社会保障に使ったのは1兆3500億円です。全体の16.8%にすぎません。

いったい、どこに使ったのか？ 1989年に消費税が導入されてから2015年までに、304兆8000億円が徴収されました。そのいっぽうで、資本金10億円以上の大企業の法人税が262兆2000億円も減税されています。安倍政権は2019年に消費税率10%にすると公言し、労働法制と社会保障を抜本的に改悪しようとしています。

4 最低生活とはなにか？ 「全労連」の調査では、憲法25条にもとづく若者の最低生計費には22万円が必要だとしています。時給にすると1300円（法定労働時間173.8時間で換算）です。「独立行政法人労働政策研究・研修機構」の調査では、2016年4月現在の為替レートに直すと、各国の最低賃金を算出しています。フランス1219円、イギリス1151円、ドイツ1072円です。繰り返しますが、GDP世界第3位の日本は798円（大阪858円）です。

憲法の基本は「平和的生存権」です。平和は9条、生存権は25条です。すべての国民が平和な社会で、人として健康で文化的な最低生活」を営むことを求めています。しかし黙っていても、それは訪れません。憲法12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と明記しています。

5 いまほど、憲法9条と25条を守り発展させる運動とともに、賃金保障と社会保障を車の両輪にした、さらなる運動が求められている時はありません。「働き方アスネット」はその基軸になるところです。私たちの会もアスネットの事務局として、その一翼を担ってがんばる所存です。（2016年10月●日）



「個人の尊厳」と働くものの未来 —ASU・NETのはたす役割

松浦 章

大阪損保革新懇世話人
兵庫県立大学 客員研究員

はじめに

安倍内閣は今、憲法「改正」に踏み出そうとしている。自民党改憲草案を読めば、天皇を「日本国の元首」とする、「公益及び公の秩序」（国益）を理由に自由や人権を制限する、自衛隊を「国防軍」とし、日本を「戦争しない国」から「戦争できる国」にする等々、その時代錯誤の内容には驚かされる。その最大の特徴は、近代憲法の基本である「立憲主義」の考え方が捨て去られ、「個人の尊厳」が踏みじられていることである。

自民党改憲草案のとおり憲法が「改正」された場合、どんな社会、どんな働くものの未来が待っているのだろうか。

1. 「個人の尊厳」・「個人の尊重」が消える

自民党はその改憲草案で憲法第13条を次のように変えようとしている。

（日本国憲法）

第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

↓

（自民党「日本国憲法改正草案」）

第13条「全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない」

現憲法の「個人」が「人」に変わっている。これは単に言葉だけの問題ではない。「個人」という概念がこの草案では完全に消されているということである。「個人の尊重」は、すべての国民がそれぞれに個性を持つ「個人」として尊重されるという、立憲主義に基づく憲法の根幹となる考え方である。その憲法の要を捨て去り、犬や猫と違うという意味での抽象的な「人」という集団としてとらえるのが自民党の考え方と言える。

2. 新自由主義を国是に

「個人の尊重」を捨て去る一方、改憲草案の前文では「長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」とし、第24条では「家族は、互いに助け合わなければならない」としている。要は、「個人の尊重」という考え方は、ヨーロッパの人権思想からきたものであり、日本人とは相いれない。日本の伝統はあくまでも国家や家族が単位であり主体だというのが自民党の考えである。また、改憲草案の前文には、「美しい国土」とか「良き伝統」を謳いあげる一方で一種異様な規定がある。「活力ある経済活動を通じて国を成長させる」という文言である。日本経団連と経済同友会がこの間一貫して改憲を唱えてきたことと無縁ではないであろう。現に日本経団連の榊原定征会長は、「国会の動きをみながら、必要に応じ見解をまとめたい」（『朝日新聞』2016年7月12日）と述べている。

樋口陽一氏（東京大学・東北大学名誉教授）は次のように指摘する。

「グローバル化を推進し、新自由主義に基づく政策を続けるうちに、個人が個人として生きていくことがとてもつらい社会をつくってしまったことを反省せずに、それを憲法前文で国是にしようとしている」（『「憲法改正」の真実』集英社新書、2016年）

金儲けを国是とする国が一体どこにあるだろうか。個人の尊厳を踏みにじりTPPや原発推進で農業や国土を破壊する為政者に「美しい国土」や「良き伝統」を語る資格はない。

3. 「個人の尊厳」と職場

「個人の尊厳」の問題は、働くものの未来にも大きくかかわってくる。「個人の尊厳」・「個人の尊重」なくして健全な企業・産業の発展はないからである。

EUでは雇用問題や働くルールがCSRの大きな柱となっている。一方日本の財界は、CSRの目的を「競争力の源泉」「企業価値の向上」に置き、雇用問題にはほとんどふれようとしてこなかった。そればかりか、「企業価値の向上」のためにと「雇用破壊」を推し進めてきた。

第一は、今いたるところで「退職強要」や「追い出し部屋」など、無法な解雇が横行していることで

ある。これは一部のブラック企業だけのことではない。名だたる大企業が、解雇のやり方をマニュアル化し法の網をかいぐっている。損保業界ではこの間、損保ジャパン日本興亜、あいおいニッセイ同和損保、富士火災などが希望退職者を募集した。しかし「希望」退職といいながら、水面下ではマニュアルにもとづく「退職強要」が繰り返行われてきた。「やめろ」とは絶対言わない。ただ、「この会社であなただけに働いてもらうところはない」と言うのである。これほど、長く会社で働いてきた人間の誇りをふみにじる言葉はない。まさに「個人の尊厳」を否定するものと言える。

4. 経営戦略としての女性「活躍」

第二は、女性の働き方の問題である。

安倍内閣は女性の活躍を打ち出している。しかし、その実態はどうであろうか。女性の「活躍」ではなく、「活用」というのが、政府や財界の本音ではないだろうか。事実、日本経団連は、「女性の活躍推進は…企業が激しいグローバル競争を勝ち抜くための重要な経営戦略」（2016年版経営労働政策特別委員会報告）と述べている。

損保各社でも、「ダイバーシティ」（雇用の多様性）を掲げ、女性が働きやすい諸制度が完備されていることをうたい文句にしている。たしかに制度自体は素晴らしい。しかしその制度は実際に活用されているだろうか。

東京海上日動では、「育児をしながら仕事をすることを選んだ皆さんに」と、人事企画部が『ママパパ☆キャリアアップ応援制度ハンドブック』なるものをつくっている。この「ハンドブック」は、「おめでとうございます！体調はいかがでしょう？」で始まるが、次のページではいきなり、「育児をしながら働く環境を整備する努力をまずは自ら行いましょう」とくる。そして、「出産休暇・育児休業からの復帰時には、まずは様々な工夫をして9：00～17：00の勤務ができないかどうか努力してみる等の取り組みをお願いします」と書かれている。

しかし、同社のCSRレポートは、女性の活躍推進の取り組みとして「短時間勤務制度」や「勤務時間自由選択制度」を設け、育児との両立支援を行っていることを誇らしく語っているのである。こうした「素晴らしい」同社の「育児時間制度」はどこへ

行ったのであろう。その前に、労働基準法第67条で定められた1日1時間の「育児時間の取得」はいったいどうなっているのであろうか。

同社では、産休前に上司との面談が必須で、「保育所のほかにも緊急時に備えて病児保育などの利用を申し込みましたか」、「身内や知り合いで育児を手伝ってもらえる人はいませんか」、などの質問に対しての回答を面接シートへ記入しなければならない。

これこそ、「個人の尊重」をないがしろにし、かつ、自民党改憲草案24条の「家族は、互いに助け合わなければならない」という条文を先取りして、女性に一方的な自助努力を押し付けるものと言わなければならない。

5. 個人を尊重する社会とは

個人を尊重する社会とは、他人のことを省みない利己主義的な社会ではない。「個人の尊重」は、一人ひとりが個性的にいきいきと働き生活するための条件であり、社会が活性化する条件でもある。そのことは、この間の地震対応における損保労働者の意識と行動のなかに如実にあらわれている。

この間、損保労働者は、熊本・大分や鳥取の地震対応に全力を尽くしてきた。熊本・大分の事故受付件数は26万件を超えたが、調査完了率は99%に到達し、3,621億円の保険金が支払われた（2016年9月30日現在、日本損害保険協会10月7日発表）。地震保険の加入者だけとはいえ、これだけの保険金が短期間で被災者の手元に届いたことの意味はきわめて大きいと言える。

こうした社会的役割をはたそうという意識と行動は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という損保産業の精神、すなわち、個人を尊重する精神から生まれてくるものであろう。けっして、偏狭な、会社や国家といった組織への滅私奉公的な発想から生まれるものではない。

おわりに

安倍政権が改憲を声高に口にし、財界がそれに呼応する時、そのお膝元の大企業の職場では、利潤第一主義が徹底され、ますます専制支配が強まるであろう。個人を尊重する考え方や損保産業の精神は邪魔なものとして葬り去られるに違いない。その時、私たちが首をすくめていては、職場に、企業に、産

業に未来はない。改憲情勢の今、まさに今こそ声を上げる時ではないだろうか。

しかし、職場でおかしいことをおかしいと言うのはそう簡単なことではない。それをサポートするのも、ASU・NETの大きな役割であろう。これまでASU・NETはさまざまな労働相談に応じ、ブラック企業とも対峙してきた。そうした10年のあゆみは本当にかけがえのないものである。さらに、多くの仲間が「勇気」や「気概」をもてるようにするために、新たな飛躍が求められる。



人々が生きやすい社会のための 働き方ASU-NET

森川 泰明

私立学校教員

過酷な労働を余儀なくされていたり、貧困や差別などに尊厳を奪われたりしている人々を目の当たりにした際、たとえ当事者本人でなくとも、多くの人の心には「こんな事をそのままにしておいてはいけない」と、憤りの火がともらいます。「気の毒だがしかたがない」と言うだけに留まる人がいれば、「何とかしたい」と事態改善のために行動する人もいます。

原因がわかりやすい事もあれば、問題の本質理解が難しい場合もあります。いっけん個人的な問題であるかに思える問題も、よく考えればたいていの場合、社会の仕組みや人々のものの考え方に原因があるものです。

ひどい状況に置かれている人々がいても、人々の関心事とならない問題も多くあります。苦境の事実を報じ、多数の理解を請う事は、事態改善のきっかけとなります。しかし多くの場合、当事者は、ただ生きることエネルギーを傾注せざるをえない必死の状況だったり、ひどく痛めつけられ気力を喪失させられてしまったりで、それどころではありません。

社会の問題は、規則や法律を変更したり新しく作ったりして仕組みを変えることが問題解決の手立となります。しかし今ある仕組みの中には、長年、人々が当然のこととして慣れ親しんできたものが多くあるため、長く続いていること自体が、それ

がよい仕組みである理由と考える人もいます。

「何とかしたい思い」や「多くの人に知らせること」だけで、不幸を生み出す仕組みを変えることは容易ではありません。「何が問題なのか。」「なぜそのような問題が生じるのか」をよく考えることが、問題の根本解決へのアプローチを容易にさせます。改善のためには、問題が生じた歴史的経緯を知る必要があります。よく理解するためには法律家や学者といった専門家の助けが必要です。活動家の経験談は大事なところで生きてきます。

働き方ASU-NETの“ASU”はActivist Support Unionの省略形で「活動家支援連合」を意味します。働き方ASU-NETは、社会にある理不尽な働き方の困難を何とかしたい人たちを支援してきました。社会に必要とされてきたからこそ、10年間にも及ぶ運動が継続・発展しました。私自身も働き方ASU-NETの支援を得て、学校経営を私物化する経営者の弾圧にうち勝つ事ができました。

詳細は「森岡孝二 懲戒処分取り消し訴訟の逆転勝訴判決によせて」をお読みください (<http://hatarakikata.net/modules/column/details.php?bid=20>)。

今ある働き方の問題を社会に知らせ、本来あるべき働き方を示すこと、改善策を提案すること、これらは働くための仕組みを変えるために非常に重要です。たとえ産業や企業の興亡の移ろいがめまぐるしくとも、人々の生命や健康が亡ぼされてはなりません。後世の人々が生きやすい社会を残すことは、今を生きるわたしたちの使命です。

産業革命以降、労働を取り巻く環境が変化していない時代はありませんでした。高度情報化社会では、働き方の変化は著しく高速化しています。働き方ASU-NETの活動はまさに時代が必要としていたものであったからこそ、発展的に継続したといえます。未来の社会も、人が労働によって生きる糧を得ることは変わらないでしょう。すべての個人が尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現するためにも、働き方ASU-NETの活動はいっそう重要となります。



ASU-NET 10周年にあたって

弁護士 清水 亮宏

1. 日本の労働運動の課題

長時間労働による過労死やメンタル破壊、若者を使い潰すブラック企業、非正規の増加と格差の問題など、労働分野の課題は山積みになっています。労働組合運動についても、組織率が低下し、非正規の組織化や集団的労使関係形成が十分に進んでいないなど、悩ましい局面にあります。近年、コミュニティユニオンが労働者の駆け込み寺として活躍していますが、集団的労使関係を築きにくいという限界も指摘されているところです。

私は、労働組合運動を立て直し、山積みの課題を解決するためには、「広く共感を呼ぶ問題を掘り起こし」「企業との個別紛争という枠を超えて」「様々な組織と連帯しながら」「（実現可能な）キャンペーンを組んで」「社会全体を巻き込んで」運動を展開することが重要であると感じています。また、その際には、社会運動の体系的ノウハウを学ぶことも重要だと感じています。

ASU-NETは国際交流も重視してきました。上記の点で参考にすべき他国の取り組みとして、アメリカの社会運動ユニオニズム、10年記念のつどいで取り上げた韓国青年ユニオンの運動を紹介したいと思います。

2. アメリカの社会運動ユニオニズムと コミュニティ・オーガナイズング

あえて説明する必要はないかもしれませんが…)

私に取り上げたいのは、AFL-CIOやSEIUをはじめとするアメリカの労働組合の取り組みと、取り組みを支える「コミュニティ・オーガナイズング」の存在です。

アメリカの労働組合は、意識的に、「社会運動的な労働運動」を展開するという方針を打ち出しています（この傾向は「ビジネス・ユニオニズム」と言われる従来の経済主義的な労働運動の反省から生まれたもので、「社会運動ユニオニズム」と称されています。）

2011年に、「We are the 99%」というスローガンのもとで行われた「Occupy Wall Street（ウォール街を占拠せよ）」運動、「Fight for \$15（15ドルを求める闘い）」というスローガンのもとで行われ

た最低賃金引き上げ運動が記憶に新しいですが、これらの運動をリードしていたのがアメリカの労働組合でした。まさに「社会運動ユニオニズム」の一環として行われたものです。アメリカの労働者の運動は、組合活動とは縁のなかった多くの一般市民を巻き込みながら、全米だけでなく、全世界にまで波及していきました。

路上で掲げた象徴的なスローガンが、全世界に波及する大きなうねりを引き起こしたことは、広く社会に問いかける運動の可能性を示しています。

また、アメリカの労働組合は「コミュニティ・オーガナイズング」という、市民が力を合わせて社会を変えていくためのノウハウを取り入れていることでも有名です。これまで取り上げた運動の中にも、このコミュニティ・オーガナイズングのノウハウが生かされていたことが知られています。「ゴールを達成するために、どのようにして仲間を増やすか、どのように戦略を立てて取り組むか」が運動体で共有されていることが運動の成功につながっていたのです。私も、2015年にコミュニティ・オーガナイズング・ジャパンが開催しているコミュニティ・オーガナイズング・ワークショップを受講し、その意義を実感しました。

3. 韓国若者運動に学ぶ

ASU-NET10周年記念のつどい「韓国若者運動に学ぶ」における趙誠柱（チョウ・ソンジュ）さんの講演からも、学ぶべき点が数多くありました。これまで取り上げた観点との関連では、次の趣旨の発言が強く印象に残っています。

『労働組合に力があると言われていた従来でも、韓国の青年たちは「孤立している」と感じていた。そのため、青年ユニオン（世代別労働組合）を結成した。組合員の利益だけでなく、マスコミを上手く引き込みながら「社会全体を巻き込む」公益的・社会的な運動を展開したことで、次第に、労働組合運動が「公益的なもの」「社会的なもの」と認知されるようになった。』

社会運動は人々の目に見える「公益的なもの」「社会的なもの」であるべきだと改めて実感しました。

4. より外に向けた（社会に向けた）運動を！

私が、以上の運動から読み取るべきと考えている

のが、「広く共感を呼ぶ問題を掘り起こし」「社会全体を巻き込んで」運動を展開することの重要性です。内向きの運動ではなく、より外に向けた（社会に向けた）運動をどのように展開していくかが、今後の日本の課題になると思います。

また、様々な組織と連携して、戦略的にキャンペーンを組むことの重要性も読み取るべきだと感じています。運動の在り方について、組織を超えて議論すべき時期に来ているのではないのでしょうか（日本でも、労働組合をはじめ、コミュニティ・オーガナイズングを労働運動に取り入れる動きも出てき始めているようです）。

さて、ここまで他国の運動を取り上げましたが、2008年の「年越し派遣村」、2010年以降の「過労死防止法制定に向けた運動」「ブラック企業運動」の盛り上がりも、広く共感を呼ぶ問題を掘り起こし、社会全体を巻き込んで運動を展開したからこそ、ゴールの達成に向けた戦略の立て方や組織間の連携が適切であったからこそ、成果を上げられたのだと感じています。

私に関わることでできた「ブラック企業運動」では、労働相談を通じた問題の掘り起こし、問題の構造と解決法のリサーチ、学者・労働組合・NPO・弁護士などとの協力関係、書籍やマスメディアを通じた社会的アピールが戦略的に行われていたからこそ、一定の成果を上げることができたと感じています。

加えて、私が重要だと考えているのがキーワードの持つ力です。近年、安倍政権は、「アベノミクス」「一億総活躍社会」「働き方改革」等のキーワードを打ち出して社会にアピールしています。私たちはその土俵に乗った上で、これを批判するという形をとらざるを得ない状況になっているのではないのでしょうか。しかし、「ブラック企業」「ブラックバイト」などの言葉が不当な状況に置かれている労働者の声をすくい上げ、共感を呼び、社会的意味を持つキーワードとして社会全体に広まり、政府が対策に乗り出さざるを得なくなったという現象を私たちは経験できました。キーワードは、バラバラの職場で過酷な状況に置かれている労働者たちが共通認識を持つきっかけになります。働く者の側からも、誰しもが共感する問題に「キーワード」を与え、政府に突きつけていくことが求められていると感じます。

5. ASU-NETの「つどい」

ASU-NETは、これまでの「つどい」で、働き方、貧困、過労死、韓国ソウル市の労働運動、アメリカのオキュパイ運動、雇用身分社会などについて取り上げ、団体の枠を超えて問題（意識）を共有し、これを通じて運動の方針決定を決める上での重要な役割を果たしてきました。また、共通の問題に取り組む活動家、労働組合、NPO、弁護士などの組織をリンクする役割も担ってきたと考えています。第24回のつどい「未来を切り開く連帯～若者たちの運動から学び合う～」は、その象徴的な取り組みだったといえるかもしれません。

これまでと同様、活動家支援共同（Activist Support Union）として、掘り起こすべき社会問題を発掘し、様々な組織と問題意識を共有するとともに、今後の運動のあるべき姿について、様々な組織が議論する場を提供していくことが、労働運動を立て直すためにASU-NETが果たすべき使命であると考えています。

